

岐阜県公報

目次

規則

岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例施行規則

(業務水道課)

ページ
一

号外(一) 平成二十六年十一月十八日

規則

岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例施行規則をここに公布する。

平成二十六年十一月十八日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第九十七号

岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例(平成二十六年岐阜県条例第五十六号。以下「条例」という。)の施行に關し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(正当な理由がある場合)

第三条 条例第十一条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 次に掲げる法人又はその機関において学術研究又は試験検査の用途に供するため
条例第十一条第一号、第二号及び第四号に掲げる行為をする場合

イ 国の機関

ロ 地方公共団体及びその機関

ハ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する大学及び高等専門学校並びに国立大学法人法(平成十五年法律第十二号)第二条第四項に規定する大学共同利用機関

ニ 独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人及び地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に

規定する地方独立行政法人

二 国又は都道府県の機関において犯罪鑑識の用途に供するため条例第十一条第一号、第二号及び第四号に掲げる行為をする場合

三 工業の用途に供するため条例第十一条第一号、第二号及び第四号に掲げる行為をする場合

四 医事若しくは薬事又は自然科学に関する記事を掲載する医薬関係者等（医薬関係者又は自然科学に関する研究に従事する者をいう。）向けの新聞又は雑誌により条例第十一条第三号に掲げる行為をする場合その他主として知事指定薬物を前三号に規定する用途に供するために使用する者を対象として同条第三号に掲げる行為をする場合

五 前各号に掲げる場合のほか、知事が人の健康に被害が生ずるおそれがないと認められる場合

（警告書の様式）

第四条 条例第十二条第三項の書面の様式は、別記第一号様式のとおりとする。

（岐阜県薬物指定審査会）

第五条 岐阜県薬物指定審査会（以下「審査会」という。）に会長を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

4 審査会の会議は、会長が招集する。

5 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

6 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

7 審査会の審議を要する事項について、緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がないときは、委員の過半数に回議して、会議の審議に代えることができる。

8 審査会の庶務は、健康福祉部薬務水道課において処理する。

9 前各項に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

（身分証明書の様式）

第六条 条例第十六条第三項に規定する身分を示す証明書の様式は、別記第二号様式の

とおりとする。

（委任）

第七条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第三条、第四条及び第六条の規定は、平成二十六年十二月一日から施行する。

別記
第1号様式 (第4条関係)

第 年 月 日 号

様

岐阜県知事

印

警 告 書

あなた (次の者) が行った下記1の行為は、岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例第11条第 号の規定に違反するので、同条例第12条第1項 (第2項) の規定により、下記2の措置をとるよう警告します。

なお、この警告に従わない場合、同条例第13条第1項の規定により、製造等の中止その他必要な措置をとるべきことを命ずる場合があります。

また、当該命令に違反した者は、懲役又は罰金に処せられる場合があります。

記

1 行為

(1) 行為を行った者の氏名

(2) 行為の日時

(3) 行為の場所

(4) 行為の内容

2 とるべき措置

第2号様式 (第6条関係)

(表 面)

8.5センチメートル

岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例
第16条第3項の規定による身分証明書

写真

第 号

所属・職名
氏 名

上記の者は、岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例第16条第1項の規定による立入検査等をする職員であることを証明する。

年 月 日

岐阜県知事

印

5.5センチメートル

(裏 面)

岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例 (抜粋)

(立入検査等)

第16条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、第11条各号に掲げる行為を行い、若しくは行った疑いのある者に対して、必要な報告をさせ、又はその職員に、知事指定薬物若しくはこれに該当する疑いのある物 (以下「知事指定薬物等」という。) を業務上取り扱う場所その他必要な場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、若しくは知事指定薬物等を、試験のため必要な最少分量に限り、収去させることができる。

2 略

3 前2項の規定により立入検査をする者は、第1項の職員は規則で、前項の警察職員は公安委員会規則で定めるその身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

平成二十六年十一月十八日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社